第４回　菊川市介護保険事業計画等推進委員会　　会議録

【日時】
平成29年12月21日（木）　13：30～15：00

【場所】
菊川市総合福祉センター　プラザけやき　２階201会議室

【次第】
1　開会
2　あいさつ
3　議事
　第７期介護保険事業計画・第８次高齢者保健福祉計画の計画案について
　(1) 計画案について
　(2) 認定者数・サービス推計及び保険料について
4　閉会

【議事】
(1) 計画案について

（委　員）　2025年までに老人が増えるということがやたら盛んに出てくる。民生委員の中では、これまで65歳以上を対象に色々と調べていたが、昨年から75歳以上に変わった。資料中の敬老会を見ると77歳となっているが、年齢の統一はできないのか。敬老会も人数が増えているから、だんだん年齢を上げているのではないかと感じるが、それは趣旨が違うのではないか。また、敬老会も市の偉い人が挨拶をして、区切りで表彰するだけで他に何もないので気になっている。

（事務局）　高齢者の捉え方がまちまちなところもあると思う。74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者という区分もあるし、要支援・要介護認定の視点からは80歳以上の区切りで認定率が上がる。高齢者として一括りで捉えることがなかなか難しいが、計画の中では元気な高齢者はそのまま活躍していただきたく、支援が必要な人をどう支えていくかを考えていきたい。

（委　員）　年齢ではなく、支援が必要な人という表現ではダメなのか。敬老会は別としても、年齢の区切りがバラバラなので少し気になった。

（委　員）　26・27ページで掲げられている事業の体系について、菊川市ならではの目玉や特徴など、他市と比べて「これが菊川だ」というものがあれば教えてもらいたい。

（事務局）　現行計画は、地域包括ケア体制の構築、準備の段階であったが、これからは認知症初期集中支援チームや生活支援コーディネーターなどの事

業を具体的に進めていく３年間になる。その中で、特に進めたいと考えているのは、自立支援での地域の力の部分で、自治会や民生委員の力を借りたらどうかといった意見もいただいているので、そういったところをこの３年間で形にしていけたらと考えている。

（委　員）　25ページに「生活支援コーディネーターと協議体を設置します」とある。新しくこれを進めていくということであれば、26ページの体系図でゴシック体にするとか、目玉であることが分かるようにすると良いのではないか。★とは違うのか。

（事務局）　体系図に事業一覧もあるので、どういう位置付で実施するか、新しい取り組みについて何か表現の仕方がないか検討する。★は重点事業を示しているので、既存の事業もある。今回の計画の中で、より力を入れていきたいものとして印を付けている。それ以外に法律上で新しく取り組まないといけない事業などもあるので、どう表現できるかはまた検討する。

（委　員）　目標数値を作ってはどうかという意見を言ったが、一般企業や事業所の立場から言うと、ここに掲げられている目標は何かを達成するための手法や手段になっている。回数を増やすとか、人を配置するとか、市が労力と資金を使えば叶うと思う。一般の目標数値というのは、こういうことをやって、その先のことではないか。先ほど、菊川市ならではといった話もあったが、例えば、健康寿命が静岡県は第２位で、その中の市町順位を何位にするとか、また、何歳以上で自立している方が何人で、全体の何％だとか、載っている目標数値は、そういうことを達成するための数値ではないか。計画を作ることへの効果が無いと意味がないと思う。回数を増やす、人数を増やす、人を配置したが結果は前回と変わらなかった、ではいけないと思う。一般の会社の感覚だとそのようなことを感じる。

（事務局）　目標設定には大変苦慮した。本来であれば、達成すべき姿があり、それを表せる指標を作るべきということは分かっているが、なかなか各事業で最終的な目標を総称して指標を立てるのが難しいところがあり、実施することを目標としているところもあれば、実施した結果を目標として設定している部分もある。一部として、要支援の方の自立を目標として立てた。見直せる部分があれば見直していきたいと思う。

（委　員）　この部署だけの問題ではないかもしれない。例えば、健やかプランなどを集合して最終的な市としての数値があり、そこからブレイクダウンしていくと長寿介護課ではこの数値とか、目標数値についてもそういう考え方をするのが一般的だと思う。ここだけで話をしていても他との整合性がとれないとか色々な問題もあると思う。ただ、効果を出せないと意味がないと思う。

（委　員）　事業目標の設定をする中で全部の項目ではできないと思うので、一部の項目だけでも、分野に１つでも良いので、それがどう効いたのか、予防になったのかという形で作ってみてはどうか。それが次に活きると思う。

（委　員）　一般の会社では、一番重要なのはマネジメントで、人の意欲をどのくらい湧かせられるかだと思う。計画を作っても、これだけやったからこれだけの成果が出たという形で進めないと、ただこなすだけではパワーがもったいない。やる気のでる計画と目標の仕組みがあると良いと思う。

（委　員）　いきいきサロンに出た方は要支援が継続しているとか、要介護にならなくて済んでいるとか、そういう数値として持っているものがあると思う。集計をしていないだけではないか。そういった数値がＰＲにもなるし、市民を巻き込むための役に立つと思う。それがここに表現されていないという部分があると思う。

（事務局）　ご意見いただいた内容は、副市長からアウトカムの目標をしっかりこれから立てていくようにという指示がされている。いただいた意見と同じような内容で動いていこうと市でも実施しており、データを取っている。今回の計画では、介護保険事業の運営という部分もあり、次に進捗を見る必要もあるため、今回の段階ではこのような形となっている。103ページにもあるように、高齢者の実態把握を今後進めていく。こういった中でデータでの把握もしながら、事業の検証もできるような効果的な目標も考えていきたいと思う。いただいた意見を心して事業に取り組んでいきたいと思う。

（委　員）　資料の中で、前期と今期のアンケート調査結果に比較がない項目がある。それでは良くなったのか悪くなったのかが分からず、前の計画を見ないといけなくなる。パッと見て比較ができればと思う。この冊子は誰が見るのか、誰に見せるのか、ということもあるが、使ってもらえる、有効的に使える冊子にしていく必要があると思う。意見の出る冊子にしないといけない。計画の推進には、行政だけではなく、みんなの力を借りる必要があるので、そういう観点で冊子を作ってもらいたい。

（事務局）　比較を読み取るのが難しい資料となっているので、直せる部分は直す。読んでいただく方に分かるように作りたいと思うので、できる限りの努力をする。

（委　員）　事業所の会議をしても70％くらいしか出てこないという話があった。関心を持ってもらうためには、事業所全部にこれを渡さないといけないと思う。開催日時も適正があるかもしれないが、資料をもらっていれば出席して意見を出そうと思うのではないかと思う。

（事務局）　皆さんに協力してもらいながら進めていることが多いと実感しているので、理解してもらえるように冊子を配って、説明をして、参加してもらえるように努めたいと思う。

(2) 認定者数・サービス推計及び保険料について

（委　員）　介護保険料はどういう決め方をしているのか。

（事務局）　介護保険サービスを使う方の必要な費用の３年間分を見込み、地域支援事業などの介護保険事業に関わる費用を足した総費用を算出する。その

半分は公費として国・県・市で賄い、残りの半分を保険料としていただく。先ほど説明した23％が、65歳以上の方からいただく保険料の割合となる。残りの27％は、40～64歳の方からいただく保険料の割合という内訳となっている。説明した保険料基準額は、65歳以上の方からいただく保険料額の話である。

（委　員）　各市町によってまちまちということか。

（事務局）　その通り。

（委　員）　例えば、施設を新たに作ると、その費用はどこから出てくるのか。

（事務局）　施設を建設する費用は、保険料とは別である。

（委　員）　資料３の標準給付費は､第６期計画に載っている数値とずいぶん違うが、どうしてか。

（事務局）　計画書の標準給付費は、過去の実績からこれくらい伸びるだろうという推計値を載せている。また、第６期計画期は時に、その前で急速に給付費が増えていることもあったので、大きな数値となっている。それに対して、今回は、特別新しい施設ができるといった状況も無いため、人口動態に合わせて少しずつサービスが増えていくだろうと推計している。資料の第６期計画期の数値は、平成27・28年度は実績値で、29年度は見込み値となっている。

（委　員）　第７期計画期の数値は、資料106ページの数値とも違うが、資料２が正しいということで良いか。

（事務局）　推計を随時見直しているところなので､資料２を最新としてもらいたい。ただ、報酬改定や消費税増税の話もあるので、ここからまたさらに変わる。

（委　員）　この予算計画の中には、高額介護サービス費なども入っていると考えて良いか。

（事務局）　標準給付費の中には入っている。サービス別の給付費の中には、サービス分だけ入っている。それに対して、サービスを利用した方のうち、たくさん利用した方に上限を超えた分を支給するなどについては、別で加えている。

（委　員）　だいたい、いくら位なのか。

（事務局）　高額介護サービス費は年間で5,000万円程度となる。資料106ページ（３）標準給付費見込額の数値を参考にしていただければ、細かい数値は変わってくるが、だいたいこの程度が必要額となる。特定入所者介護サービス費等給付額が補足給付費と呼ばれるものになる。

（委　員）　生活保護の方以外は、こういった形で給付されて、ある一定額で納まっているという理解で良いか。

（事務局）　その通り。